

山鹿市立鹿北小学校 危機管理マニュアル 発災時編

	在校時の対応行動	登下校時の対応行動	校外活動時の対応行動	在宅時の対応行動
安全確保	<p>[教職員]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○落下物・転倒物・ガラス飛散等から身を守るように指示する。(教室にいる場合)机の下にもぐりなさい。机の脚をしっかりと持ちなさい。 (教室以外にいる場合)安全な場所に身を隠し、頭部を守りなさい。 ○安心させるような声をかけ続ける。 ○避難口を確保する。 <p>【揺れがおさまった後】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○休み時間等で児童から離れている場合は、直ちに児童がいる場所に行き、指導する。 ○火気の使用中であれば、あわてずに火の始末をする。 ○担当職員(避難誘導班等)は、避難経路及び避難場所の安全確認をする。 ○担当職員(安全点検・消火班等)は、ガスの元栓の閉鎖、火の元の確認をする。 <火災が発生した場合は初期消火を行う。> ○担当職員(救急医療班等)は、手当てが必要な負傷者に応急手当を行う。 <p>[児童]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」場所に避難する。 <p>【教室】机の下にもぐり、落下物等から身を守る。</p> <p>【廊下】壁、窓から離れ、ガラスなどの落下物から身を守る。</p> <p>【体育館】安全な場所に移動し、天板や天井灯の落下に注意する。</p> <p>【校庭】落下物を避けるために速やかに校舎から離れ、中央部分に避難する。</p>	<p>[教職員]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校にいる児童には、落下物、転倒物、ガラスの飛散から身を守らせる。 ○震源地、震度等に関する情報収集に努める。 ○安否確認、状況によって登下校中の児童の保護活動を行う。 ○学校にいる児童の避難誘導・点検等は在校時の対応を基本とする。 ○通学バス会社と連絡をとり、状況把握に努める。 <p>[児童]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」場所に避難する。 ○交通機関(公共交通機関も含む)を利用している場合は、乗務員の指示、放送などによる指示、誘導に従う。 ☆古い建物や建設中の建物、傾いたブロック塀や石塀、自動販売機、ひび割れた道路や狭い道路、火災現場、倒れた電柱、垂れ下がった電線等に注意する。 ☆崖下、川岸、橋の上、ガス漏れ箇所等からは、速やかに遠ざかる。 ※津波注意報・警報等が発令された場合は、あらかじめ指定されている高台等へ避難する。 	<p>[教職員]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○落下物、転倒物、ガラスなどの飛散から身を守らせる。 ○地形や周囲の状況を判断して、安全確保を指示する。 ○震源地、震度等に関する最新情報の収集に努める。 ○班別行動中の場合は、安否確認と保護活動を行う。 ※津波被害が心配される沿岸部では、ラジオや防災行政無線などで情報を収集し、避難・待機等を判断する。 ※強い揺れや長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、津波警報などの発表を待たずに高台などに避難させる。 ○手当てが必要な負傷者に対しては応急手当を行う。 <p>[児童]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」場所に避難する。 ○頭部を保護し、安全な場所で姿勢を低くする。 ○公共交通機関等を利用している場合は、乗務員の指示、放送などによる指示、誘導に従う。 	
情報収集	<p>本部長(校長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報収集とともに、安全な場所に避難の指示をする。 ○担当職員(本部等)は、携帯テレビ、ラジオ、インターネット等により、震源地、震度等に関する最新情報を収集する。 ○悪天候(強風雨、低温等)や地割れ、土砂崩れ、液化現象などで、避難場所や避難経路が危険な場合は、最も安全な場所を決定する。 			
避難指示	<p>本部長(校長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○担当職員は、本部長の指示のもと、第一避難場所に避難の指示をする。 ※停電等により、放送設備が使用できない場合を想定し、ハットマイク等を準備しておく。 			
避難誘導	<p>[教職員]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生徒の状況を速やかに把握するとともに、名簿、引き渡しカード、ホイッスル等を携行し、児童を安全な場所に誘導する。その際、トイレ、保健室、特別教室等にいる生徒の所在に留意する。 ○火災場所及びその上層階の生徒の避難を優先する。 ○近くにいる教職員が協力して、集団の前後を守りながら移動する。 ○落下物に注意し、頭部を保護するよう指示する。 ○生徒の不安緩和に努める。 ○負傷者の有無を確認し、必要に応じて協力者を得る。 <p>[児童]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○頭を守り、上履きのまま行動する。 ○避難の途中で教室に戻ったり、集団・隊列から離れたりしない。 ○「押さない、走らない、しゃべらない、もどらない」の約束に従い避難する。 		<p>[教職員]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○安全な避難場所を判断し、児童の避難を誘導する。 ○避難後、状況を学校に連絡する。(携帯電話・メール) <p>[児童]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教職員の指示に従い、迅速に行動する。 ○教職員が近くにいない場合には、安全な場所に急いで避難する。 	
安否確認	<p>[教職員]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○クラス毎に人数と安否を確認し、本部に報告する。 担任等 → (学年主任) → 教頭 → 本部長(校長) ○担当職員(救急医療班)は、負傷者の確認とけが人の応急手当を行う。 	<p>[教職員]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校に避難した児童の安否確認は、在校時の対応を基本とする。 ○担当職員は、児童の所在を確認する。(登校している、していない) ○保護者へ連絡する。(一斉メール配信、電話、緊急連絡網等) 【メールの例】地震でのお子様の安否確認を行います。3つの中のいずれかを選び、ご返信ください。①「自宅」、②「保護者と一緒」、③「不明」 ○必要に応じて、通学路、避難場所を回り、安否を確認する。 <p>[児童]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○揺れがおさまったら、学校・自宅等あらかじめ決めておいた安全な場所に避難する。 	<p>[教職員]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○活動場所や避難場所を周り、所在、安否を確認する。 ○児童の安否確認を最優先に行う。 	<p>[教職員]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教職員の安否を確認する。 ○児童の安否を確認する(電話連絡、緊急連絡網、一斉配信メール等)。 ※連絡方法はあらかじめ、複線化しておく ○クラス毎に人員と安否を確認し、本部に報告する。 担任 → (学年主任) → 教頭 → 校長 <p>[児童]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じて、学校に連絡する。(親戚宅等へ避難している場合や怪我をしたりした等)。
本災害対策	<p>本部長(校長)・教職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本部長等の指示により、各業務にあたる。(役割については、危機管理マニュアルに掲載) ○必要に応じて避難住民の対応にあたる。(避難所協力班等) 	<p>[本部長・教職員]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本部長等の指示により、各種業務にあたる。 ○児童の安否確認を最優先にする。 		<p>[本部長・教職員]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本部長等の指示により、各業務にあたる。 ※自らが被災し、家族、家屋が被災するなどの状況では、配置に時間がかかることがあり、自らの安全を確保した上で業務にあたる。 ○必要に応じて避難住民の対応にあたる。
被害状況確認	<p>[教職員]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第一次避難場所が危険な場合は、第二次避難場所に誘導する。 ○担当職員(応急復旧班等)は、施設、通学路等の被害状況を確認し、本部に報告する。 ○危険箇所があった場合は、応急措置や立入禁止措置を行う(張り紙、ロープ等) ○人的被害、施設・設備の被害状況について、教育委員会に報告する。 	<p>[教職員]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○担当職員(応急復旧班)は、施設、通学路等の被害状況を確認し、本部に報告する。 ○危険箇所があった場合は、立入禁止・応急措置を行う。 		<p>[教職員]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○指定職員(応急復旧班)は、施設、通学路等の被害状況を確認し、本部に報告する。 ○危険箇所があった場合は、応急措置や立入禁止措置を行う(張り紙、ロープ等)。 ○第一次避難場所が危険な場合は、第二次避難場所に誘導する。
事後の対応処置	<p>[本部長(校長)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本部で、被害状況を総合的に判断し、授業再開、下校(集団下校)、保護者への引き渡し等について、保護者へ連絡する。 ○対応措置について、教育委員会に報告する。(協議する) <p>[教職員]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○指定職員は、保護者へ連絡をする。(学校一斉メール配信、電話等) 電話、メールが使用できない場合を想定し、連絡方法について事前に文書等で取り決めておく。 	<p>[本部長]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童全員の安否確認後、授業実施、休校措置と登校している児童の下校方法、保護者への引き渡し、学校への保護措置等について、保護者へ連絡させる。 ○対応措置について、教育委員会に報告する。(協議する) <p>[教職員]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校の対応について、保護者に連絡する。(メール配信、電話、緊急連絡網等) 電話、メールが使用できない場合を想定し、連絡方法について事前に文書等で対応を取り決めておく。 	<p>[教職員]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教職員は、被害状況、児童・教職員の安否状況などを学校に連絡しながら対応する。(復路の状況把握指示、帰校方法、帰校時刻の指示) ○安否確認後、活動状況の可否を判断し、児童に伝える。 ○今後の対応について、必要に応じて保護者に連絡を行う。 ○対応措置について、教育委員会に報告する。(協議する) 	<p>[本部長(校長)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対応措置について、教育委員会に報告する(協議する)。 <p>[教職員]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○指定職員は、今後の対応等について保護者へ連絡をする(一斉メール配信、電話等)。 電話、メールが使用できない場合を想定し、連絡方法について事前に文書等で取り決めておく。